

愛知県知事 殿

ファミリーシップ宣誓書

私たちは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあることを宣誓します。

県と調整して決定した  
宣誓日を記入

宣誓日 \*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

宣誓者自書

宣誓者		
ふりがな	○○○ ○○○	△△△ △△△
氏名又は通称名	○○ ○○	△△ △△
生年月日	XXXX年 XX月 XX日	YYYY年 YY月 YY日
住所	〒WW 愛 マンション等にお住まいの方は、建物名・部屋番号まで記入してください。 県内への転入予定者の場合は、現住所を記入してください。	
電話番号	XXX-XXXX-XXXX	YYY-YYYY-YYYY

子を始めた近親者等（受理証明書等に記載を希望する場合のみ、御記載ください。）

ふりがな	○○○ ×××	生年月日	ZZZZ年 ZZ月 ZZ日	続柄	子
近親者等の氏名	○○ ××				
ふりがな	△△△ ●●●	生年月日	AAAA年 AA月 AA日	続柄	母
近親者等の氏名	△△ ●●				
ふりがな	15歳以上の近親者等の場合は、当該近親者等が自書してください。				
近親者等の氏名		月日			
ふりがな		生年月日	年 月 日	続柄	
近親者等の氏名					

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、裏面に代書者の氏名等を御記入ください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

(裏面)

1 代書者（表面で、代書をする場合のみ記載）

ふりがな	△△△ ▼▼▼	
氏名	△△ ▼▼	代書者の氏名は戸籍名を 記入してください
住 所	愛知県 WWW 市 WWWWW	
代書理由	.....のため	

2 表面に、通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載

ふりがな	○○○ □□□	△△△ ▼▼▼
戸籍上の氏名	○○ □□	△△ ▼▼
通称名	○○ ○○	△△ △△

3 確認事項

私たちは、愛知  
実と相違ないこと

通称名を使用する場合は、社会生活において日常的に該当通称名を使用していることが  
確認できる書類（社員証や学生証等の写し）を提出してください。

※該当する項目の確認欄に（✓）を入れて下さい。（全ての項目にチェックが必要です）

確認欄	項 目	要 綱
<input checked="" type="checkbox"/>	互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係のある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他知事が適当と認める者を含め、家族であると約した関係にあること。	第2条第1項
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が成年に達していること。	第3条第1号
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する番号に○を付けて下さい	双方の住所について、次のいずれかに該当すること。 ① 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。 ② 双方又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。 （ 転入予定者： 転入予定日：            年            月            日 ）	第3条第2号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方に配偶者がいないこと。なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。（宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。）	第3条第3号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。	第3条第4号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。（ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている場合は除く。）	第3条第5号
<input checked="" type="checkbox"/>	要綱第9条及び第11条に定める事項について、変更届又は返還届（受理証明書等を添付）を提出しなければならないこと。	第9条 第11条

（変更等の届出）

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に、変更内容等が確認できる書類及び受理証明書等を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 知事は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

（受理証明書等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

(1) パートナーシップが解消されたとき。  
(2) 宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。  
(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。  
(4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。  
(5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

す。